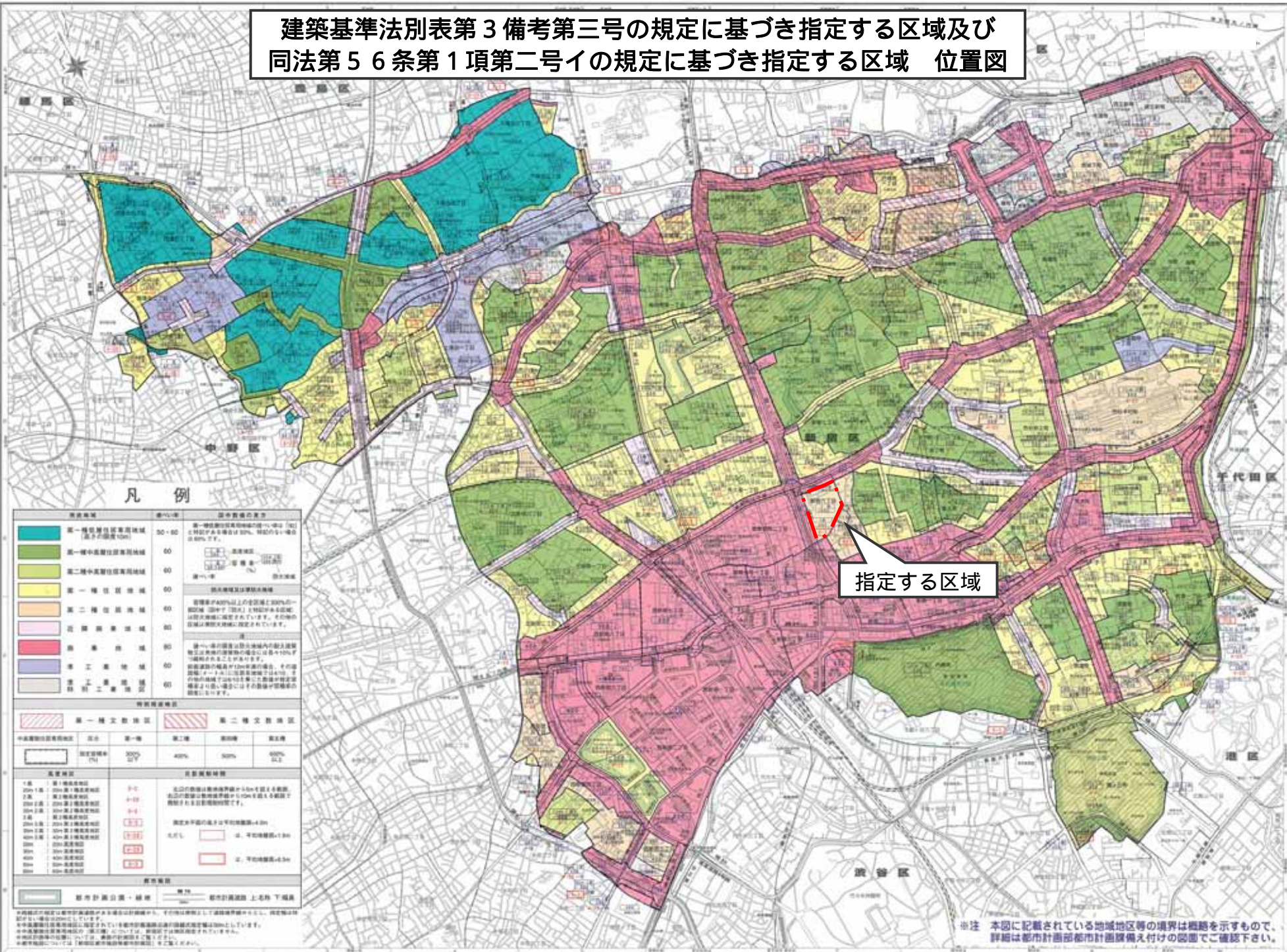


建築基準法別表第3備考第三号の規定に基づき指定する区域及び
同法第56条第1項第二号イの規定に基づき指定する区域 位置図



凡例

用途地域	容積率	指定数値の表示
第一種居住用途地域 (第一種低層住宅用途地域)	30・60	第一種居住用途地域は容積率の10%以内(20%の特許がある場合は30%、特許のない場合は20%)とする。
第一種中高層住宅用途地域	60	容積率
第二種中高層住宅用途地域	60	容積率
第一種住居地域	60	防火地域又は準防火地域
第二種住居地域	60	容積率(20%)以上30%以内(20%の特許がある場合は30%)とする。また、防火地域又は準防火地域に指定されている場合は、その指定の区域は防火地域に指定されている。
近隣商業地域	80	容積率
商業地域	80	第一種商業地域は防火地域内の指定建築物の容積率は容積率の10%以内(20%の特許がある場合は30%)とする。
準工業地域	60	容積率
工業地域	60	容積率
特別工業地域	60	容積率
第一種文教地域		
第二種文教地域		
中高層住宅用途地域 (第一種)	容積率 300%	
	容積率 400%	
	容積率 500%	
	容積率 600%以上	
高さ制限	指定数値の表示	
第一種中高層住宅用途地域	9・12	指定数値は指定建築物の高さ(4.5mを超過する場合は、その超過部分の高さを2mを超過する範囲で割り捨てる)の数値である。
第二種中高層住宅用途地域	9・12	
第一種住居地域	12	指定数値は指定建築物の高さ(4.5mを超過する場合は、その超過部分の高さを2mを超過する範囲で割り捨てる)の数値である。
第二種住居地域	12	
近隣商業地域	15	
商業地域	15	
準工業地域	15	
工業地域	15	
特別工業地域	15	
都市計画	表示	
都市計画公園・緑地		都市計画道路(上・下)下幅

指定する区域

※注 本図に記載されている地域地区等の境界は概略を示すもので、詳細は都市計画部都市計画課備え付けの図面でご確認ください。